

**令和2年度地域くらしの水環境整備促進調査業務
報告書**

令和3年3月

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

はじめに

令和元年度末現在で未だ約 1,050 万人が汚水処理未普及であり、その多くは都市郊外や地方部を中心に残っている。汚水処理未普及の解消に向けて、関係省庁が連携し、適切な役割分担の下、持続可能な汚水処理システムの構築を目指す中で、都市郊外や地方部で効率的・経済的に汚水処理サービスを提供できる浄化槽への期待が高まっている。

しかし、平成 30 年度末時点でも、約 380 万基の単独処理浄化槽が設置されている。汚水処理未普及人口の半数以上が単独処理浄化槽利用者であることから、未普及解消に向けては合併処理浄化槽への転換（以降「単独転換」という）の加速が大きな課題になっている。

汚水処理未普及の解消に向けては、これまでも国や自治体が単独転換等の取組を行っているところである。令和 2 年 4 月 1 日には浄化槽法の一部を改正する法律が施行され、特定既存単独処理浄化槽に対する措置、公共浄化槽制度の創設、浄化槽台帳の作成・管理の義務化、協議会の設置等の事項（以降「改正事項」という）が浄化槽法に盛り込まれた（この改正後の法律を、以降「改正浄化槽法」又は「法」という）。

単独転換等の浄化槽整備を加速するためには、改正事項に基づいた各種取組の実施状況の迅速かつ的確な把握と効果の定量化、さらには効果的な取組の周知による理解の増進が求められる。この観点から、特に協議会の活用については、制度の有効な活用方法の周知が求められている。

以上を踏まえ、本業務では、汚水処理未普及の解消に向けて、効果的に浄化槽整備を行う取組について調査し、自治体担当者向けの周知用資料を作成した。また、改正事項の効果発現に向けては、自治体のみならず地域の関係者（浄化槽管理士、清掃事業者、指定検査機関等）との連携が極めて重要である。この観点から、特に協議会の活用については、協議会による汚水の適正な処理の促進等に焦点を当て、特徴的な事例を有する自治体にヒアリング調査を行い、その結果から、地域の主体間連携の促進策を検討した。

目次

| | |
|--|-----------|
| 1. 地域内で連携して水環境整備に取り組む事例調査 | 2 |
| 1.1 概要..... | 2 |
| 1.2 詳細..... | 2 |
| 2. 新規施策に関する事例収集資料の作成 | 11 |
| 2.1 作成の目的..... | 11 |
| 2.2 主な活用場面..... | 11 |
| 2.3 構成..... | 11 |
| 2.4 作成上の工夫等..... | 12 |
| 2.5 作成した事例集..... | 13 |
| 3. おわりに | 53 |
| 3.1 本業務のまとめ..... | 53 |
| 3.2 今後の課題..... | 53 |

表目次

| | | |
|-------|---------------------------------|----|
| 表 1-1 | 「浄化槽の指導普及に関する調査結果」の比較項目と条件..... | 3 |
| 表 1-2 | 事例調査先 | 4 |
| 表 1-3 | 各事例の特徴 | 5 |
| 表 1-4 | 主体間連携の背景と課題 | 9 |
| 表 2-1 | 事例集構成 | 11 |

1. 地域内で連携して水環境整備に取り組む事例調査

1.1 概要

汚水処理未普及の解消に向けて、効果的に浄化槽整備を行う取組について、改正事項別に調査を行った。地域のどのような主体と連携して取り組んでいるのか、取組により期待される効果や連携に向けたノウハウ、課題等について整理を行った。

特に、改正浄化槽法により規定される協議会による汚水の適正な処理の促進等の事例については、詳細な調査を行った。具体的には、特徴的な事例を抽出し5事例のヒアリング調査を実施した。主体間連携に向けたノウハウ・課題等の整理結果をもとに、地域における主体間連携の促進策について検討した。

1.2 詳細

1.2.1 事例対象の選定

(1) 選定方法・条件

「浄化槽の指導普及に関する調査」の結果を用いて、改正浄化槽法の施行を契機に取組を進めている自治体の選定を行った。浄化槽法の改正が契機であるか否かは、過年度と令和2年度の調査結果を比較し、確認した。

具体的な比較項目や選定条件は、「表 1-1 「浄化槽の指導普及に関する調査結果」の比較項目と条件」で示すとおり。

表 1-1 「浄化槽の指導普及に関する調査結果」の比較項目と条件

| 改正事項 | 調査項目 | 主な条件 |
|--------------------|--|---|
| 特定既存単独処理浄化槽に対する措置 | ・ 該当項目なし | ・ (他項目に対するヒアリング調査の中で情報収集) |
| 浄化槽処理促進区域 | ・ 令和2年度調査項目「26. 浄化槽処理促進区域の指定状況」 | ・ 「浄化槽処理促進区域の指定状況」の「未指定・未検討(市町村数)」、「未指定・検討中(市町村数)」が少ない。 ※10件以下を目安 ・ 加えて「指定済み(市町村数)」が1件以上あること |
| 公共浄化槽 | ・ 令和2年度調査項目「14. 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況」 | ・ 「令和2年度事業新規実施市町村」として回答のある自治体 |
| 浄化槽の使用の休止及び義務の免除 | ・ 平成30年度・令和2年度調査項目「24. 浄化槽の使用の休止に関する取り扱いの状況」 | ・ 令和2年度調査項目「浄化槽の使用の休止に関する取り扱いを定めている自治体」のうち、平成30年度調査項目「浄化槽の使用の休止に関する取り扱いを定めている自治体」を除外 |
| 浄化槽台帳の整備 | ・ 平成31年度・令和2年度調査項目「19. 浄化槽台帳の整備状況」 | <都道府県> ・ 「法改正に基づく浄化槽台帳の更新(令和2年度7月末現在)」で更新予定時期の目安がある ・ 「市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新」の有無や「検討内容の詳細等」を加味 <市町村> ・ 「市町村が作成・管理する浄化槽台帳所有市町村数」のうち「法改正に基づく浄化槽台帳の更新を予定している市町村」の割合が高い |
| 協議会の設置 | ・ 令和2年度調査項目「21. 法定協議会の整備状況」 | ・ 協議会の構成員や活動内容の多様さ |
| 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保 | ・ 令和2年度調査項目「27. 浄化槽管理士に対する研修機会の確保」 | ・ 「研修の実施にあたっての他機関との連携」が「有」 ・ 「研修の内容」の多様さ |

協議会の有無も考慮して選定

(2) 事例調査先

事例調査先を「表 1-2 事例調査先」に示す。協議会の設置に関する事例は5件を選定し、その他の改正事項は、それぞれ1~2件を選定した。選定の際は、表 1-1 で整理した条件の他、効率的なヒアリング調査の実施に向けて、複数の改正事項に関する事例を収集できる自治体であるかも考慮の上、環境省と協議の上、調査先を検討した。

表 1-2 事例調査先

| 改正事項 | 事例調査を行った取組主体 |
|--------------------|---|
| 特定既存単独処理浄化槽に対する措置 | 鹿児島県 |
| 浄化槽処理促進区域の指定 | 埼玉県、石川県、佐賀県 |
| 公共浄化槽制度 | 青森県五戸町、鹿児島県東串良町 |
| 浄化槽の使用の休止及び義務の免除 | 京都府、島根県 |
| 浄化槽台帳の整備 | 栃木県、鹿児島県 |
| 協議会の設置 | 栃木県浄化槽推進協議会、埼玉県浄化槽適正処理促進協議会、飯伊浄化槽組合、広島県浄化槽適正維持管理促進協議会、とくしま浄化槽連絡協議会、 |
| 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保 | 埼玉県、大阪府寝屋川市、鹿児島県 |

1.2.2 事例調査

事例調査における調査項目や実施方法を以下に示す。

(1) 調査項目

調査項目については、協議会による汚水の適正な処理の促進等を行う事例と、その他改正事項に基づき、地域の多様な主体と連携して浄化槽整備・管理に取り組む事例に分けて、検討した。具体的な調査項目を以下に示す。

1) 協議会による汚水の適正な処理の促進等を行う事例

- ・ 協議会の概要（内容、実施頻度、各主体の役割分担等）
- ・ 事前準備や運用等の各段階で工夫されたこと（特に連携体制の構築において）
- ・ 事前準備や運用等の各段階で発生した課題（特に連携体制の構築において）
- ・ 協議会活動の効果（定性的、定量的効果）
- ・ 課題、課題解決に向けた対応（もしくは今後必要なこと）
- ・ 今後の展望

2) その他改正事項に基づき地域の多様な主体と連携して浄化槽整備・管理に取り組む事例

- ・ 各改正事項に取り組む上での連携先・役割分担
- ・ 連携体制構築のきっかけ、どのように体制を構築したか
- ・ 円滑な連携のために、連携体制構築段階で工夫されたこと、課題
- ・ 取組効果（定性的、定量的効果）
- ・ 課題、課題解決に向けた対応（もしくは今後必要なこと）
- ・ 今後の展望

(2) 実施時期・方法

ヒアリング調査は、令和3年1月～2月に実施した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令を受け、WEB会議又は電話により実施した。

(3) 調査結果概要

事例調査結果は、内容を整理の上、1.2.3項で示す改正事項に関する情報整理と合わせて、事例集としてとりまとめた。とりまとめにあたっては、下表のとおり特徴を整理した。

表 1-3 各事例の特徴

| 改正事項 | 取組主体 ※事例掲載順 | 特徴 |
|--------------------|---------------------|--|
| 特定既存単独処理浄化槽に対する措置 | 鹿児島県 | 指定検査機関と連携し、県独自の判定フローを策定 |
| 浄化槽処理促進区域の指定 | 佐賀県 | 県の重要課題である浄化槽区域の普及率向上を目指し、区域指定を推進 |
| | 埼玉県 | 国庫助成の活用を主軸に、県から市町村へ区域指定を働きかける |
| 公共浄化槽制度 | 青森県五戸町 | 近隣市町や町民への調査の他、PFI事業の実現可能性調査を経て、事業計画を検討 |
| 使用の休止の届出 | 島根県 | 都道府県が休止届を受理 |
| | 京都府 | 市町村の休止に係る取り扱いを支援 |
| 浄化槽台帳の整備 | 栃木県 | 県・市町村・指定検査機関が連携して、台帳整備に特化した会議を設立 |
| | 鹿児島県 | 指定検査機関と連携し、既存の管理システムを活用 |
| 協議会の設置 | 栃木県浄化槽推進協議会 | 従前の会議体を協議会と位置付け |
| | | 指定検査機関からの協力を得て、自治体担当者の人材育成に取り組む |
| | 飯伊浄化槽組合 | 民間事業者が主導して、実務の品質向上に取り組む |
| | 広島県浄化槽適正維持管理促進協議会 | 県が調整役となり、地域の各課題に対する関係主体の施策の実施・調整を行う |
| | とくしま浄化槽連絡協議会 | 法改正を機に協議会を設立 |
| | | 地域課題や関係主体のニーズ把握に取り組む |
| 埼玉県浄化槽適正処理促進協議会 | 浄化槽台帳整備にテーマを絞って取り組む | |
| 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保 | 埼玉県 | 市の条例等で県が行う研修を受講すべき旨を定め、事業者の負担軽減を図る |
| | 鹿児島県 | 事業者の確実な受講と受講に係る負担の軽減のための事前準備を実施 |

1.2.3 改正浄化槽法に係る情報整理

改正浄化槽法の規定事項である「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」、「公共浄化槽制度」、「浄化槽の使用の休止及び義務の免除」、「浄化槽台帳の整備」、「協議会の設置」及び「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」を対象に、規定の背景、各主体の対応事項等を概要として整理した。

情報整理においては、改正浄化槽法の要綱、法律、法律新旧対照表に加えて、令和元年度浄化槽リノベーション推進検討会の報告書「改正浄化槽法の施行に向けた対応方針」を参照した。

(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

1) 規定事項が定められた背景

多くの単独処理浄化槽が残存しており、老朽化による破損のおそれの顕在化していることに加え、単独処理浄化槽の法定検査の受検率が低く、公衆衛生悪化への懸念される状態にあることから、規定事項が定められるに至った。

2) 規定事項の概要

「特定既存単独処理浄化槽」とは、既存単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものを指す。特定既存単独処理浄化槽に対する措置に向けては、①法定検査結果や協議会等の情報収集に基づくスクリーニング、②自治体による立入検査と判定、③判定結果に基づく必要な措置の実施の3つのプロセスがある。

(2) 浄化槽処理促進区域の指定

1) 規定事項が定められた背景

平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省の関係3省にて策定した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」等においても、10年程度を目途に汚水処理未普及地域が解消するよう取り組む必要性が記載されている。これを踏まえ、浄化槽整備についても、その処理促進区域に関する規定事項が定められるに至った。

2) 規定事項の概要

市町村は、浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として指定できるようになった。区域指定後は、地域の実情に応じて、公共浄化槽か浄化槽設置整備事業（個人設置型）かを選択し、浄化槽整備を進めることができる。区域指定の際は、自然的・経済的・社会的条件を考慮する他、都道府県構想や市町村の生活排水処理基本計画等と整合性が取られているか、都道府県と市町村間で事前協議が必要となる。

(3) 公共浄化槽制度

1) 規定事項が定められた背景

環境省は、昭和 62 年より浄化槽設置整備事業（個人設置型）を実施した。平成 6 年度からは、浄化槽市町村整備推進事業（市町村が浄化槽の設置・維持管理の主体となり、受益者となる住民からの分担金や使用料により事業費を賄う公営企業として実施）を実施している。

循環型社会形成推進交付金の交付においては、公共浄化槽等設置推進事業について、共同浄化槽や、PFI 等の民間活用を行うもの、公営企業会計の導入により持続的な経営に取り組む市町村に対して重点的に支援を実施しており、規定事項が定められるに至った。

2) 規定事項の概要

浄化槽処理促進区域に存する浄化槽のうち、市町村が設置した浄化槽の他、市町村以外が所有し、市町村が管理する浄化槽が「公共浄化槽」に該当する。公共浄化槽の設置においては、土地及び建物の所有者から同意を得た上で、公共浄化槽ごとに設置計画を作成し、都道府県知事及び特定行政庁との協議が必要となる。

(4) 使用の休止の届出

1) 規定事項が定められた背景

これまでは、空き家等の当面の間使用しない浄化槽に対しても、法第 11 条に基づく法定検査（以下、「11 条検査」という。）の義務が生じていた。浄化槽管理者の休止期間中の維持管理負担を考慮し、一部の自治体では、条例や規則で独自に休止届制度を設けていた。このような状況を受け、休止中の浄化槽の維持管理に関する法律の適用を明確化すべく、規定事項が定められるに至った。

2) 規定事項の概要

清掃を要件として浄化槽使用者が使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、使用休止期間中の法定検査・保守点検・清掃を免除する仕組みが設けられた。使用再開時は、開始直前の保守点検を実施することが望ましく、実施した場合には、法第 10 条第 1 項に基づく保守点検としてみなすことができる。

(5) 浄化槽台帳の整備

1) 規定事項が定められた背景

11 条検査の受検率は、令和 2 年 3 月時点で 40%にとどまっている。浄化槽の適切な管理においては、自治体が指定検査機関や保守点検業者、清掃業者等が把握する情報も併せて、一元的に浄化槽の諸情報を把握することが望ましく、規定事項が定められるに至った。

2) 規定事項の概要

浄化槽台帳の整備事項としては、法定検査の実施状況、設置届出年月日等の設置に関する情報、使用開始年月日や休止年月日等の使用に関する情報、保守点検の実施状況、清掃の実施状況、その他浄化槽の管理に関し参考となる事項が該当する。11条検査の実施に合わせ、少なくとも年1回は、浄化槽台帳の情報更新に努めなければならない。また、より質の高い浄化槽台帳の整備に向けて、改正浄化槽法の施行から3年を目途に、浄化槽台帳のシステム化の整備に努める方針が示された。

(6) 協議会の設置

1) 規定事項が定められた背景

現在、全国的に様々な形態で自治体と指定検査機関、浄化槽協会等の関係者で構成される会合が設置されている。会合を通じて、浄化槽の整備や適切な維持管理に向けて、関係者の議論による連携や地域の実情に応じた取組が進められており、全国的に推進すべく、規定事項が定められるに至った。

2) 規定事項の概要

自治体は、浄化槽の設置や維持管理について、必要な協議を行うための協議会の組織を組成できることとなった。組成の際は、地域の実情に合った構成員の検討の他、管内の浄化槽等の関係団体と協議の上、地域の実情にあった課題の設定、体制の設定が求められる。

(7) 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

1) 規定事項が定められた背景

近年、浄化槽の処理性能の高度化、コンパクト化が進んでいる。このような技術的進歩に合わせて、維持管理においても最新の知識や実務上の技術の習得が求められており、規定事項が定められるに至った。

2) 規定事項の概要

浄化槽の保守点検の業務において、都道府県及び保健所設置市は、条例により浄化槽保守点検業者の登録制度を設けることができるが、条例に定める項目として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が追加された。研修の実施においては、都道府県が浄化槽管理士に対する研修の機会を確保し、関係団体と連携して研修ができる体制を構築する方針となっている。また、研修で扱うべき内容として、a) 浄化槽行政の動向、b) 浄化槽の構造と機能、c) 浄化槽の保守点検と清掃、d) 地域における浄化槽情報（浄化槽に関する施策展開と普及状況・法定検査の結果）、e) その他（各地域に応じて研修すべき内容を実施）が示された。

1.2.4 地域における主体間連携の促進策の検討

事例調査の結果から、地域の主体間で連携する上での背景（なぜ主体間連携が必要か）及び課題を主体別（都道府県、市町村、民間事業者）に整理した。その上で、同じような背景や課題を有する他自治体での主体間連携の促進に向けて求められる対策を検討した。

(1) 主体間連携の背景、課題

都道府県や市町村、民間事業者における、主体間連携の背景と課題を下表に整理した。

表 1-4 主体間連携の背景と課題

| 主体 | 背景 | 課題 |
|-------|-----------------------------|-----------------------------|
| 都道府県 | 市町村へ多くの事務を権限移譲済み | 浄化槽整備・維持管理徹底に向けた市町村における動向把握 |
| | 災害協定等を締結しつつも継続的な協議を取り決めていない | 具体的な取組の検討・推進等、実効性担保施策の実施 |
| 市町村 | 都道府県より権限移譲されている事務がある | 人事異動等にも対応可能な人材育成・研修の実施 |
| | 整備加速・維持管理徹底に向けた人手の不足 | 民間事業者や都道府県との連携 |
| 民間事業者 | 整備加速・維持管理徹底等を通じた事業機会の獲得 | 行政と連携しての整備加速・維持管理徹底の推進 |

1) 都道府県

a. 市町村へ多くの事務を権限移譲済み

浄化槽整備の基盤となる浄化槽台帳を都道府県で管理していないため、浄化槽整備に向けて必要な取組を総合的に考えるための情報がない。市町村の実施状況や民間事業者の取組等の情報を総合的に収集する場・手段として、協議会等の連携の場が求められている。

b. 災害協定等を締結しつつも継続的な協議を取り決めていない

大規模災害に備えた支援等、都道府県、市町村、民間事業者間で協定等を結んだが、実効性担保のために継続的な協議を取り決めていない場合、具体的な取組の検討や推進等、実効性を担保する場が必要となり、そのような場として協議会等の連携の場が求められている。

2) 市町村

a. 都道府県より権限移譲されている事務がある

都道府県からの権限移譲が進んでいる場合、業務を遂行する人材の育成が必要だが、人事異動や体制上の問題（例：複数人の担当者配置が難しい）により、不十分となっているケースがある。市町村内部だけでは人材育成に限界があり、業務に必要な知見や情報を得る場、各種業務を進める上での困り事を相談できる場が求められている。

b. 整備加速・維持管理徹底に向けた人手の不足

浄化槽整備に関わる情報が民間事業者に集約されている場合、浄化槽整備や維持管理の質の向上等、必要な取組を総合的に考えるための情報を得るために、民間事業者を中心とした既存の会合に加わる必要がある。また、小規模な市町村の場合、浄化槽管理者への周知・啓発や災害時の対応等、体制的に対応が難しい場面があり、民間事業者や都道府県へ協力を求める、相談する場が必要とされている。

3) 民間事業者

a. 整備加速・維持管理徹底等を通じた事業機会の獲得

人口減少が進む郊外において、現状の事業基盤を維持するためには、事業を取り巻く環境変化を迅速に察知する、行政と連携して情報把握に係るコストを下げる等の努力が必要となる。他方で、行政と連携するレベルにまで昇華するには、民間事業者同士が活きたネットワークでつながる必要がある、協議会等の情報連携の枠組みが求められる。

(2) 地域における主体間連携の促進策

上述した背景や課題に基づき、協議会を立ち上げた各事例では、連携体制の円滑な構築、体制構築後の取組において、以下のような取組、工夫を行っていた。改正浄化槽法が令和2年4月に施行されたことから、協議会による取組効果が今後発現する自治体も多いことが予想されるため、先進事例の調査が、今後も引き続き必要と考えられる。

＜今回調査した事例から得られた主体間連携に向けた取組、工夫の一例＞

- 民間事業者主導の会合等、従来の関係者との関わりの方、体制を活用することで、効率的に協議会を立ち上げていた。
- 県が調整役となり、各主体から収集した課題に基づき、地域の状況や課題の全体図を作成し、課題解決に向けた各主体の役割、取組を整理していた。地域に必要な取組、目指す姿を関係主体間で共有することにより、連携の必要性の再確認、意義づけにつなげていた。
- 協議会で取り扱うテーマによっては、別に協議会を立てる（例：栃木県の「栃木県浄化槽推進協議会」、「県内統一した浄化槽台帳の検討会議」）、テーマを細分化して作業部会を立てる等行い、参加者の厳選や目的を簡明化し、円滑な議論、協議につなげていた。

その上で、「(1)主体間連携の背景、課題」で整理した背景、課題を有する他自治体において、主体間連携を促進させるためには、調査した先進事例に基づき、主体間連携に至るプロセス、体制構築後の取組におけるノウハウを、環境省等からの通知の他、事例集あるいは手引きのような形で共有・周知することが必要と考えられる。

2. 新規施策に関する事例収集資料の作成

2.1 作成の目的

自治体における、改正浄化槽法に基づく各種施策や浄化槽整備の促進に向け、改正浄化槽法に基づき浄化槽整備を進めている優良事例の共有を目的として、事例集を作成した。

2.2 主な活用場面

主な資料の利用者は自治体担当者とし、環境省が毎年2月頃に開催する自治体担当者向け会議での説明資料として活用することを想定して作成した。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等も踏まえ、様々な開催方式（対面、非対面）に対応できるよう、WEB上の閲覧も想定した、ユーザビリティに配慮した形式で作成した。

2.3 構成

事例集の構成を以下に示す。

表 2-1 事例集構成

| 大項目 | 小項目 | 概要 | 頁 |
|--------------------|--------|----------------------------|-------|
| 目次 | | — | 1 |
| はじめに | | 背景（浄化槽法の改正）、事例集の目的 | 2 |
| 事例集の見方 | | 事例ページの構成の解説 | 3 |
| 事例一覧 | | 改正事項や事例の特徴を表で整理 | 4 |
| 特定既存単独処理浄化槽に対する措置 | 改正事項概要 | 改正の背景、目的、都道府県や市町村の対応事項等 | 6 |
| | 事例ページ | 背景、取組内容、今後の課題・展望 | 7 |
| 浄化槽処理促進区域の指定 | 改正事項概要 | 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」と同様 | 9-11 |
| | 事例ページ | | |
| 公共浄化槽 | 改正事項概要 | 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」と同様 | 13-14 |
| | 事例ページ | | |
| 使用の休止の届出 | 改正事項概要 | 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」と同様 | 16-18 |
| | 事例ページ | | |
| 浄化槽台帳の整備 | 改正事項概要 | 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」と同様 | 20-22 |
| | 事例ページ | | |
| 協議会の設置 | 改正事項概要 | 改正の背景、目的、都道府県や市町村の対応事項等 | 24-33 |
| | 事例ページ | 背景、取組内容、取組上の工夫・課題、今後の課題・展望 | |
| 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保 | 改正事項概要 | 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」と同様 | 36-38 |
| | 事例ページ | | |

2.4 作成上の工夫等

読み手にとって見やすく、分かりやすい事例集とするために、過年度の「地域くらしの水環境整備促進調査業務」で得られた広報物作成に関する知見やノウハウを活かし、以下のような工夫を施した。

- 読み手の意欲を下げないよう、全体的に簡潔にまとめ、平易な言葉で記載
- 写真や図を掲載し、事例の内容がより具体的に理解できるよう工夫
- 取組上重要なポイントは、分かりやすいデザインで示し、読み手の学習性をサポート

上記に加えて、自治体担当者向け会議が様々な開催方式（対面、非対面）となることを踏まえ、WEB 上でも問題なく閲覧できるよう、以下のような工夫を施しユーザビリティに配慮した。

- 目次や前後の事例へのリンクを設定し、WEB での使いやすさを担保
- 関連する情報にはリンク設定

よりよい地域づくりを目指して

浄化槽整備の 取組事例集



環境省
Ministry of the Environment

令和3年3月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

目次

| | |
|----------------------|----|
| ● はじめに | 2 |
| ● 事例集の見方 | 3 |
| ● 事例一覧 | 4 |
| ● 特定既存単独処理浄化槽に対する措置 | |
| ・ 改正事項に関する解説 | 6 |
| ・ 鹿児島県 | 7 |
| ● 浄化槽処理促進区域の指定 | |
| ・ 改正事項に関する解説 | 9 |
| ・ 佐賀県 | 10 |
| ・ 埼玉県 | 11 |
| ● 公共浄化槽制度 | |
| ・ 改正事項に関する解説 | 13 |
| ・ 青森県五戸町 | 14 |
| ● 使用の休止の届出 | |
| ・ 改正事項に関する解説 | 16 |
| ・ 島根県 | 17 |
| ・ 京都府 | 18 |
| ● 浄化槽台帳の整備 | |
| ・ 改正事項に関する解説 | 20 |
| ・ 栃木県 | 21 |
| ・ 鹿児島県 | 22 |
| ● 協議会の設置 | |
| ・ 改正事項に関する解説 | 24 |
| ・ 栃木県浄化槽推進協議会 | 25 |
| ・ 飯伊浄化槽組合 | 27 |
| ・ 広島県浄化槽適正維持管理促進協議会 | 29 |
| ・ とくしま浄化槽連絡協議会 | 31 |
| ・ 埼玉県浄化槽適正処理促進協議会 | 33 |
| ● 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保 | |
| ・ 改正事項に関する解説 | 36 |
| ・ 埼玉県 | 37 |
| ・ 鹿児島県 | 38 |

はじめに

令和2年4月、浄化槽法の一部を改正する法律（以降「改正浄化槽法」という）が施行されました。本事例集は、改正浄化槽法に基づき、各自治体が浄化槽整備を進める上で、地域の関係主体との連携の仕方等、取り組みのきっかけや進める上でのヒントを得ていただくことを目的として、事例をご紹介します。

令和元年度末現在、約1,050万人が汚水処理未普及であり、その多くは都市郊外や地方部を中心に存在しています。汚水処理未普及の解消に向けて、都市郊外や地方部で効率的・経済的に汚水処理サービスを提供できる浄化槽への期待が高まっています。一方で、汚水処理未普及人口の半数以上は単独処理浄化槽を使用しており、合併処理浄化槽への転換が急務となっています。全国的に浄化槽整備を加速するには、改正浄化槽法に基づき、自治体のみならず、地域の関係主体が連携して、取り組みを進めることが重要です。

ご自身の自治体において、浄化槽整備を検討、推進する上での参考資料として、本事例集をご活用いただければ幸いです。



事例集の見方

本事例集では、改正浄化槽法の改正事項毎に、改正事項の概要及び浄化槽整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介しています。まずは改正事項の概要をご確認いただいた上で、各事例をご覧ください。

使用の休止の届出

島根県 ～ 都道府県が休止届を受理～

背景

島根県では、浄化槽管理者の負担軽減、浄化槽の実態把握を目的として、10年ほど前から廃止届を転用して休止届と見なしたり、電話等の対応を記録に残して、休止扱いとする等で浄化槽の使用の休止に係る取扱いを行っていました。

この度、改正浄化槽法により、浄化槽の使用の休止の届出に関する事項が明確になったことから、島根県でも使用休止の届出書を整備することとなりました。

取り組み内容

島根県では、浄化槽法施行規則第9条の3の様式第1号に準じた使用の休止の届出書を整備し、清掃の記録を添付の上、保健所長へ届け出ることとしています。

浄化槽使用休止届出書に限らず、浄化槽法関係に係る届出は様式集として、島根県の公式サイトで公開されています。

浄化槽管理者が容易に届出書入手しやすい環境を整えています。

図 浄化槽の使用の休止の届出の流れ

出所) エム・アール・アイリサーチアソシエイツ(株) 作成

成果と今後の展望

今後、浄化槽の使用の休止の届出に関する問題が発生した場合には、島根県と各保健所との情報交換を通じて、迅速に対応できるように取り組む予定です。また、法定検査の関係機関と年3回の定期的な会議で情報共有を行い、休止の届出も含めて、浄化槽の実態把握や管理の適切化を進めています。

また、島根県では県が浄化槽台帳を整備しています。使用の休止の届出が統一されたことで、浄化槽台帳に係る負担軽減に寄与することを期待すると共に、休止の状況にある浄化槽を確実に反映することで、法定検査の受検率の向上を目指す予定です。

目次に戻る □ 目次 他 の 事 例 を 見 る □ 京 都 府

どの改正事項に関する事例か、左上のラベルで示しています。

「背景」「取り組み内容」「成果と今後の展望」の見出しで構成しています。 ※「協議会の設置」に関する事例ページのみ、上記3つに加え、「取り組み上の工夫・課題等」の見出しが設けられています。

取り組み上のポイントは、オレンジ色の文字とアイコン (point) で示しています。

ページ下に目次の他、同じ改正事項に関する事例へのリンクがあります。

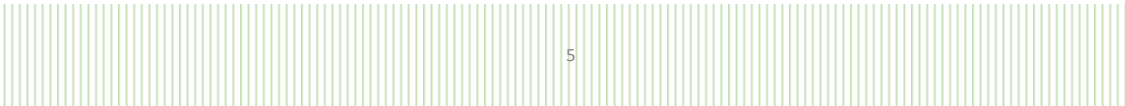
事例一覧

本事例集で紹介している事例を、以下に整理しています。改正事項や事例の特徴から事例を索引する時にご参照ください。

| 改正事項 | 取り組み主体 | 特徴 | 頁 |
|--------------------|-------------------|--|--------------------|
| 特定既存単独処理浄化槽に対する措置 | 鹿児島県 | 指定検査機関と連携し、県独自の判定フローを策定 | 7 |
| 浄化槽処理促進区域の指定 | 佐賀県 | 県の重要課題である浄化槽区域の普及率向上を目指し、区域指定を推進 | 10 |
| | 埼玉県 | 国庫助成の活用を主軸に、県から市町村へ区域指定を働きかける | 11 |
| 公共浄化槽制度 | 青森県五戸町 | 近隣市町や町民への調査の他、PFI事業の実現可能性調査を経て、事業計画を検討 | 14 |
| 使用の休止の届出 | 島根県 | 都道府県が休止届を受理 | 17 |
| | 京都府 | 市町村の休止に係る取り扱いを支援 | 18 |
| 浄化槽台帳の整備 | 栃木県 | 県・市町村・指定検査機関が連携して、台帳整備に特化した会議を設立 | 21 |
| | 鹿児島県 | 指定検査機関と連携し、既存の管理システムを活用 | 22 |
| 協議会の設置 | 栃木県浄化槽推進協議会 | 指定検査機関からの協力を得て、自治体担当者の人材育成に取り組む | 25 |
| | 飯伊浄化槽組合 | 従前の会議体を法定協議会と位置付け 民間事業者が主導して、実務の品質向上に取り組む | 27 |
| | 広島県浄化槽適正維持管理促進協議会 | 県が調整役となり、地域の各課題に対する関係主体の施策の実施・調整を行う | 29 |
| | とくしま浄化槽連絡協議会 | 地域課題や関係主体のニーズ把握に取り組む | 31 |
| | 埼玉県浄化槽適正処理促進協議会 | 法改正を機に協議会を設立 浄化槽台帳整備にテーマを絞って取り組む | 33 |
| 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保 | 埼玉県 | 市の条例等で県が行う研修を受講すべき旨を定め、事業者の負担軽減を図る | 37 |
| | 鹿児島県 | 事業者の確実な受講と受講に係る負担の軽減のための事前準備を実施 | 38 |



特定既存単独処理浄化槽に対する措置



特定既存単独処理浄化槽に対する措置

背景

- ・し尿以外の生活雑排水を直接放流してしまう単独処理浄化槽は、全国に約400万基残存しています。うち2割は40年以上経過していると推定され、老朽化による破損や漏水等公衆衛生への影響が懸念されており、実際に約6,000件の事例が報告されています。
- ・さらに、単独処理浄化槽の11条検査の受検率は25%に過ぎません（令和2年3月時点）。老朽化でし尿が適切に処理されず、公衆衛生へ悪影響を及ぼしている未受検単独処理浄化槽が、すでに存在している可能性があります。

概要

「特定既存単独処理浄化槽」とは、既存単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものを指します。特定既存単独処理浄化槽に対し、都道府県知事が除却や合併処理浄化槽への転換等必要な措置をとるよう助言または指導できるようになりました。

情報収集・スクリーニング

- ・法定検査を受検済の場合は、法定検査（保守点検結果、清掃記録）の結果から、環境大臣が定めた指針*に基づき、特定既存単独処理浄化槽の可能性があるか、スクリーニングを行います。
*特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針（令和2年3月2日環循適発第2003027号環境大臣決定）
http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/law/pdf/r020302_sisin.pdf
- ・法定検査を未受検の場合は、浄化槽台帳の他、協議会等で地域の各主体から得た情報に基づき、スクリーニングを実施します。

立入検査・判定

- ・自治体による立入検査を実施し、特定単独既存浄化槽に該当するかを判断します。判断には専門的知識が必要なため、指定検査機関と連携して実施することが望ましいです。

必要な措置の実施

- ・立入検査の結果、特定既存単独処理浄化槽と判断された場合には、将来的な悪化の可能性を踏まえつつ、浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、除却して合併処理浄化槽に交換するか、補修や附帯設備の交換を行うか、措置の内容を検討、実施します。

鹿児島県 ～指定検査機関と連携し、県独自の判定フローを策定～

背景

令和2年1月末現在、鹿児島県内に設置されている浄化槽の約3分の1が単独処理浄化槽とされています。法改正等の動向を踏まえ、特定既存単独処理浄化槽に対する措置について、対応の検討を開始しました。

取り組み内容

鹿児島県では令和2年3月に、鹿児島県浄化槽指導監督要領に「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」を追加しました。各行政機関と指定検査機関が、日頃から合併処理浄化槽への転換の必要性等について周知・啓発に努めること、課長等が特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に除却や修繕などの措置を求めることが明記されました。

令和2年6月には、**県独自の特定既存単独処理浄化槽の判定の考え方・判定フローを指定検査機関と協議して決めました。判定開始の判断を明確にするために、2つのパターンを設定しています。** point

- ①法定検査を受検した浄化槽については、判定フローにより指定検査機関が判断
- ②周辺住民からの苦情があった浄化槽については、環境・衛生課長等が現地調査を行い、指定検査機関の技術的助言を得ながら判定フローにより判定

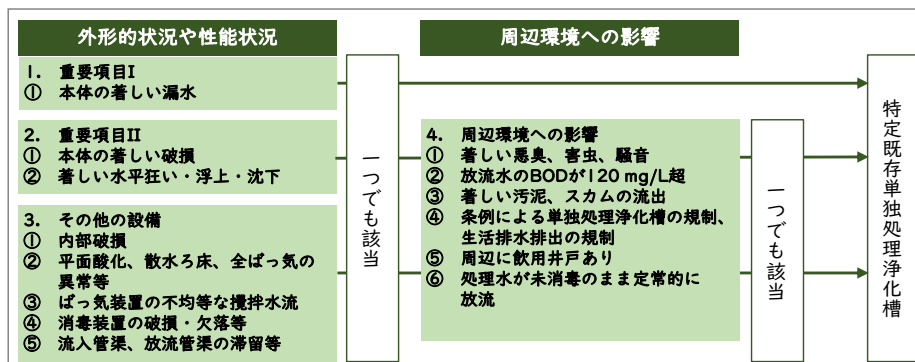


図 鹿児島県の特定既存単独処理浄化槽の判定フローの概要

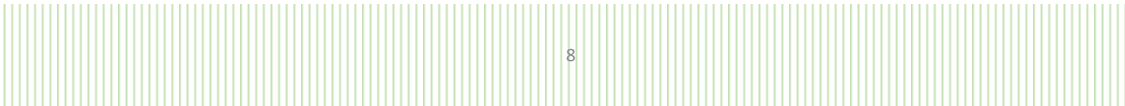
出所) 鹿児島県が定めた「特定既存単独処理浄化槽(除却の措置)の判定フロー」を元に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ(株)が作成(<http://www.kagoshima-kankyoku.or.jp/wp/wp-content/uploads/tokuteikizontandokuhanteihuro.pdf>、令和3年1月29日閲覧)

成果と今後の展望

特定既存単独処理浄化槽の判定フローを公表後、令和2年6月から12月までの間に、77基が特定既存単独処理浄化槽と判定されました。今後は、特定既存単独処理浄化槽と判定された浄化槽について、浄化槽管理者が自主的に合併処理浄化槽への転換を促進するための、具体的かつ効果的な施策の実施を検討していきます。



浄化槽処理促進区域の指定



浄化槽処理促進区域の指定

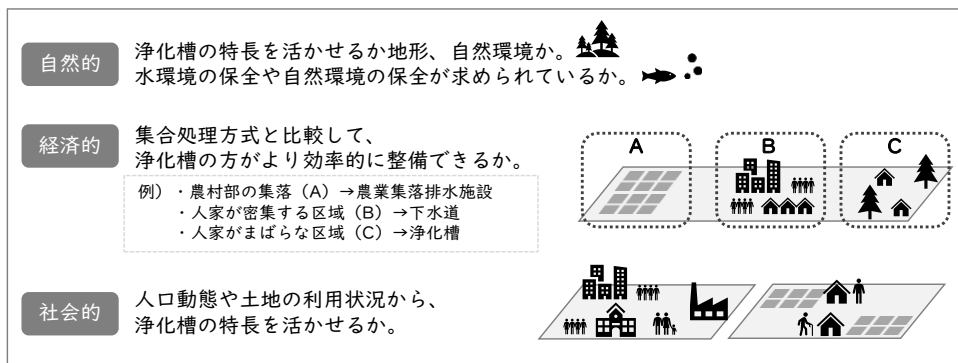
背景

平成26年1月に、国土交通省、農林水産省、環境省の関係3省で、污水处理施設に関する都道府県構想策定のためのマニュアルを策定しました。今後10年程度を目途に污水处理未普及地域が解消するように取り組んでいるところです。

概要

- 市町村は、浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として、指定できるようになりました。浄化槽処理促進区域として指定し、浄化槽整備を優先的かつ積極的に進めることで、污水处理未普及地域の解消を目指します。
- 区域指定の際は、以下の条件に注意が必要です。

- 都道府県構想や市町村の生活排水処理基本計画等と整合性が取られているか、都道府県と市町村間で事前協議が必要です。
- 自然的・経済的・社会的条件を考慮の上、区域指定する必要があります。



- 浄化槽処理促進区域に指定した場合、地域の特性に応じて、公共浄化槽か浄化槽設置整備事業（個人設置型）かを選択して、浄化槽整備を進めることができます。
※改正浄化槽法の施行後に公共浄化槽の新規実施・拡張を行う場合は、予め浄化槽処理促進区域として指定する必要があります。
※集落排水事業を行う市町村は、既存の集落排水事業の区域を浄化槽処理促進区域として行うか、集落排水担当部局と調整の上で、区域指定を行う必要があります。
- 市町村が実施する浄化槽整備事業（浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業）では、浄化槽処理促進区域の設定に必要な調整にかかる費用の一部を助成する浄化槽整備推進事業により、実施に要する費用の一部として交付金を活用することができます。例えば、埼玉県や石川県では、区域指定と交付金との関係性を市町村に説明するようにしています。

佐賀県 ～県の重要課題である浄化槽区域の普及率向上を目指し、区域指定を推進～

背景

佐賀県生活排水処理構想では、浄化槽区域の普及率向上を重要課題として、令和7年までに普及率74%達成を目標としています。しかし、令和元年末時点で52%であり、普及のペースが遅れています。このため、市町村型事業を実施している全市町で浄化槽処理促進区域を指定し、普及のペースを上げる必要がありました。

取り組み内容

浄化槽処理促進区域の指定を進めるにあたり、まずは県で市町との協議の手順や様式を検討し、各市町へ通知を発出しました。また、市町の浄化槽担当部局の課長会議において、同様の周知を行いました。

具体的な協議の流れは、下図の通りです。市町は、指定する浄化槽処理促進区域が分かる図面と合わせて、区域内の人口や予定整備基数等を記載した協議書を県へ提出します。県は提出内容の確認にあたり書面だけでなく、**市町の担当者との協議の場を設け、佐賀県生活排水処理構想との整合性他、整備の進め方等を確認します。**[point](#)

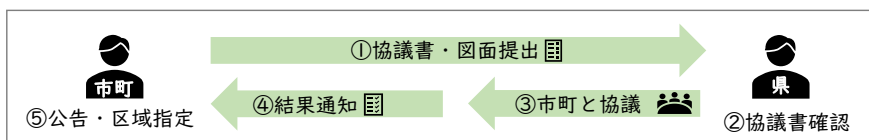


図 県と市町の協議の流れ

出所) エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 作成

佐賀県生活排水処理構想と区域が異なる場合には、自然的経済的社会的条件を踏まえた十分な理由があるか、協議書及び協議の場で確認しています。協議の結果、佐賀県生活排水処理構想と異なる場合には、次回の見直し時に反映することとしています。

● 住民への広報活動

浄化槽の普及のためには住民への周知啓発も必要であるとして、佐賀県浄化槽普及促進協議会（県が事務局を務め、全20市町が参加）で、広報用のグッズを作成しました。イベントや個別訪問時に配布するチラシやエコバックの他、浄化槽の工事現場等で立てるのぼり旗を製作し、住民への広報活動で活用しました。

成果と今後の展望

令和3年1月末現在で、7市町で区域指定が完了しました。令和2年度末までに、市町村型浄化槽事業を実施している全8市町で区域指定が完了する予定です。**毎年県と市町間で行う、浄化槽事業の実施状況に関する協議の場で、指定した区域の普及状況等を確認する予定です。**[point](#)

今後も佐賀県生活排水処理構想に基づき、市町と連携して効率的な整備促進を図ることとしています。また、市町と一体となって、住民に対する浄化槽の普及に関する広報活動を続ける予定です。

[目次に戻る](#)

[▶目次](#)

[他の事例を見る](#)

[▶埼玉県](#)

埼玉県 ～国庫助成の活用を軸に、県から市町村へ区域指定を働きかける～

背景

平成28年10月に改定した埼玉県生活排水処理施設整備構想（以降「県構想」という）では、令和7年度までに生活排水処理人口普及率100%を目標にしています。令和2年度にかけて、県構想の見直しをする中、公共下水道による整備が伸び悩んでいる区域については、浄化槽による整備を進めるのか、県と市町村とで検討を進めていました。

そのような中、令和2年4月に改正浄化槽法が施行され、浄化槽整備に対する国庫助成の要件に、浄化槽処理促進区域の指定が追加されました。これを受けて、県から市町村に対し、浄化槽処理促進区域の指定に向けた協議について働きかけを始めました。

取り組み内容

● 市町村への通知と説明

令和2年3月、埼玉県は市町村に対し、浄化槽処理促進区域の検討の他、県と協議を行う場合は令和2年度中に行うよう通知を发出了しました。市町村への事前説明としては、通知や電話等による個別照会への対応の他、対面でも行いました。令和元年度の補助金事業の検査で市町村を訪問する機会に併せて、改正事項の趣旨の他、区域検討の依頼と協議の進め方について、説明を行いました。浄化槽処理促進区域への理解が十分ではない市町村も多かったため、国庫助成の要件と区域指定の関係性から説明する必要がありました。その上で、令和3年度以降の浄化槽整備の予定を確認し、区域の検討や協議の準備の必要性について、各市町村と認識のすり合わせを行いました。 point

● 市町村との協議

区域指定を行う場合、市町村は県に対し、協議書及び指定区域を示した図面を提出します。県で、協議書の内容と県構想との整合性を確認した後、令和2年度中に同意の手続きを行う予定です。

成果と今後の展望

令和3年1月末時点で、補助金を活用した浄化槽整備を予定している52市町村のうち、50市町村が協議書を提出しました。協議書等の県への提出は、令和3年1月末を期限として市町村に周知していますが、協議書を提出していない市町村に対しては、引き続き改正事項の趣旨等説明の上、浄化槽処理促進区域の検討、県との協議を進めるよう働きかける予定です。

[目次に戻る](#)

[▶目次](#)

[他の事例を見る](#) [▶佐賀県](#)



公共浄化槽制度



公共浄化槽制度

背景

- 環境省では、今後10年程度を目標に汚水処理未普及地域が解消するよう浄化槽整備に取り組んできました。令和元年10月時点で、市町村設置型浄化槽整備事業は176市町村、集落排水事業は891市町村で5,004事業が実施されています。
- 循環型社会形成推進交付金の交付においては、公共浄化槽等設置推進事業を重視し、特にPFI等の民間活用、大型浄化槽による共同化、公営企業会計の導入により持続的な経営に取り組む市町村に対して重点的に支援を実施することとしています。

概要

- 浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、市町村が管理する浄化槽が「公共浄化槽」です。後述の設置計画に基づき市町村が設置した浄化槽の他、市町村以外が所有し、市町村が管理する浄化槽が該当します。
- 市町村が事業として設置や維持管理を行うことから、住民はその分担金や使用料を支払うことで、安心して生活排水の処理を任せることができます。また、公共浄化槽の場合、住宅が密集していて浄化槽を各戸に設置できない等、まとめて汚水を処理することに適した地域で、複数の家屋の生活排水を共同で処理する共同浄化槽を整備することもできます。
- 公共浄化槽を整備する場合、予め対象区域を「浄化槽処理促進区域」に指定する必要があります。

▶ [浄化槽処理促進区域の説明を読む](#)



- 公共浄化槽を設置する場合は、土地及び建物の所有者から同意を得た上で、設置する公共浄化槽毎に設置計画を作成し、都道府県知事及び特定行政庁との協議が必要です。
 - ※既設の浄化槽市町村整備推進事業によって設置された浄化槽及び集落排水施設については、新たに公共浄化槽の設置計画を定める必要はありません。従来の浄化槽法の規定により事業を継続することになります。
 - ※改正浄化槽法施行後に、市町村が浄化槽処理促進区域を指定する際に、既設の浄化槽市町村整備推進事業によって設置された浄化槽や集落排水施設を浄化槽処理促進区域に含める場合には、みなし公共浄化槽として位置付けられ、公共浄化槽の各種規定が適用されます。
 - ※循環型社会形成推進交付金において、公共浄化槽等整備推進事業の適性化のため、PFI等の民間活用や大型浄化槽による共同化などによるコスト縮減や経営改善の推進に資する測量・設計、各種調整等について、浄化槽等整備推進事業を活用し、補助を受けることができます。

青森県五戸町 ～PFI事業の実現可能性調査等を経て、事業計画を検討～

背景

五戸町では、公共下水道事業を中心として汚水処理施設の整備を進めてきましたが、事業の費用に対し、整備率が上がらないことを課題と感じていました。平成29年度に汚水処理施設整備構想の見直しを行った際、財政状況の他、住宅密集度や少子高齢化等の地域の状況を踏まえ、公共浄化槽による整備を進める方針となりました。

取り組み内容

● 整備実績のある市町からの情報収集

事業のプロセス等、検討に必要な情報が不足していたため、青森県内で既に公共浄化槽を整備している2市町を訪問し、自治体担当者への聞き取り調査を行いました。[point ②](#)

使用料金や分担金の基準の設け方、整備の対象区域の考え方、維持管理における自治体の役割分担、条例の内容等を確認しました。

● PFI事業の検討

五戸町では、体制や財政的な問題を踏まえ、以前からPFI事業による整備を検討していました。訪問先の市で、PFI事業を行っていたことから、その市のPFI事業者も訪問し、発注の流れ、事業規模・体制等の聞き取りしました。[point ③](#)

その後、コンサルティング会社に委託の上、PFI事業の実施可能性調査を実施しました。

● 町民へのアンケート調査

公共下水道を整備していない地域に住む1681世帯を対象に、公共浄化槽の意向確認のアンケート調査を実施しました。[point ④](#)

4割程の回答を得ることができ、事業を進める上での課題の整理に役立っています。例えば、使用料金等の経済的負担を気にする町民が一定数いることが分かりました。使用料金の算定において、公共下水道との整合性をいかに図るかが、目下の検討事項です。

成果と今後の展望

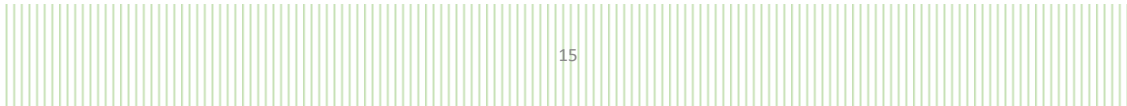
今後は五戸町の公式サイトや広報誌を活用し、町民に対して、公共浄化槽の周知啓発を積極的に進める予定です。また、令和2年度のPFI事業の実施可能性調査の結果を踏まえて、事業方針の策定等を今後進める予定です。

整備のきっかけの一例（鹿児島県東串良町（ひがしくしらちょう）の場合）

東串良町には、汲み取り式便槽が設置された、利用者のいない町営住宅がありました。町営住宅の有効活用を目的として、令和元年度に合併処理浄化槽への転換を検討しました。浄化槽市町村整備推進事業により、令和2年度内に3か所、合併処理浄化槽への転換を行っているところです。令和3年度以降も整備を進める予定です。町に眠る資源の再生、有効活用の視点で、浄化槽整備を進めた例です。



使用の休止の届出



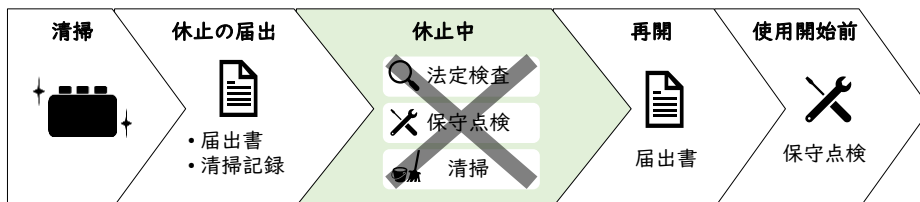
使用の休止の届出

背景

- これまでは、空き家等になり、清掃・水抜きを行って当面の間使用しない状態の浄化槽に対して、第11条に基づく法定検査の義務が発生していました。浄化槽の使用休止期間が長期間に及ぶ場合、法定検査・保守点検・清掃の実施負担が大きだけでなく、実施を怠る場合は、浄化槽の処理機能への悪影響が懸念されています。
- この状況を受けて一部の自治体では、条例や規則で独自に浄化槽の休止届制度を設けています（平成30年3月時点で、16の都道府県および335の市町村）。今回の改正浄化槽法で、浄化槽の休止する際の清掃の実施の他、休止中の浄化槽法の維持管理に関する法律の適用の明確化されました。

概要

- 休止手続きは、清掃を要件として浄化槽使用者が使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、使用休止期間中の法定検査・保守点検・清掃を免除する仕組みになります。



- 休止届の提出が必要となりうる標準的な使用休止期間の目安は「1年以上」です。再開の際は、使用開始直前の保守点検を実施することが望ましいです。保守点検を実施した場合には、法第10条第1項に基づく保守点検とみなされます。
※別荘、スキー場、学校施設等の間欠的な利用を行うことが前提となっている浄化槽は、休止手続きを行うか、休止手続きを経ずに法定検査・保守点検・清掃を受けるかは、それぞれの使用状態に応じて個別に判断されます。
※家屋の売却等の休止期間を事前に把握できない場合は、休止期間関わらず、休止扱いになります。
- 浄化槽台帳システムの導入と併せて、休止届の制度を導入することにより、浄化槽の管理の指導についてよりきめ細かく対応することができます。

使用の休止の届出

島根県 ～ 都道府県が休止届を受理～

背景

島根県では、浄化槽管理者の負担軽減、浄化槽の実態把握を目的として、10年ほど前から廃止届を転用して休止届と見なしたり、電話等の対応を記録に残して、休止扱いとする等で浄化槽の使用の休止に係る取扱いを行っていました。

この度、改正浄化槽法により、浄化槽の使用の休止の届出に関する事項が明確になったことから、島根県でも使用休止の届出書を整備することとなりました。

取り組み内容

島根県では、浄化槽法施行規則第9条の3の様式第1号に準じた使用の休止の届出書を整備し、清掃の記録を添付の上、保健所長へ届け出ることとしています。

浄化槽使用休止届出書に限らず、浄化槽法関係に係る届出は様式集として、島根県の公式サイトで公開されています。

浄化槽管理者が容易に届出書を入手しやすい環境を整えています。 [point](#)



図 浄化槽の使用の休止の届出の流れ

出所) エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ (株) 作成

成果と今後の展望

今後、浄化槽の使用の休止の届出に関連する問題が発生した場合には、島根県と各保健所との情報交換を通じて、迅速に対応できるように取り組む予定です。また、法定検査の関係機関と年3回の定期的な会議で情報共有を行い、休止の届出も含めて、浄化槽の実態把握や管理の適切化を進めています。

また、島根県では県が浄化槽台帳を整備しています。使用の休止の届出が統一されたことで、浄化槽台帳に係る負担軽減に寄与することを期待すると共に、休止の状況にある浄化槽を確実に反映することで、法定検査の受検率の向上を目指す予定です。

[目次に戻る](#)

[▶ 目次](#)

[他の事例を見る](#)

[▶ 京都府](#)

京都府 ～市町村の休止に係る取り扱いを支援～

背景

京都府では、平成12年より、浄化槽法に基づく事務のうち、設置届や廃止届の受理に係る業務の権限を市町村に移譲しています。そのため、京都府が11条検査を受検していない浄化槽管理者に対して受検を促す通知を出していますが、通知に関する相談（例：空き家になっているがどうしたらよいか）が市町村に寄せられることが度々ありました。浄化槽法が改正される前は、浄化槽の使用の休止に係る取扱いは、市町村に委ねられていました。京都府は、市町村から相談を受けた場合は、廃止届の代用もしくは浄化槽台帳への記録を提案していました。

取り組み内容

京都府では、平成12年に、浄化槽法に係る一部事務を市町村に移譲したことに伴い、関連する事務処理の手順等を整備した「市町村浄化槽事務処理マニュアルモデル」を市町村に配布しました。この度の法改正を受け、浄化槽の使用の休止に係る届出の受理に関する業務についても、上記マニュアルモデルに追記され、市町村に配布されています。**京都府が統一の事務手順や様式を示すことにより、円滑に事務移譲を進めました。** point

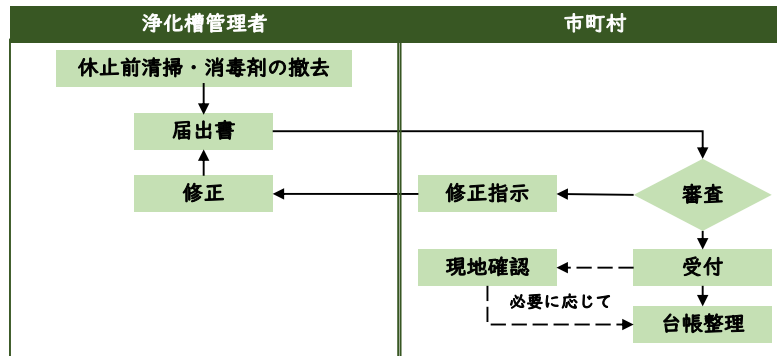


図 京都府が市町村に周知している浄化槽使用休止の届出の受理に係る事務手順のフロー

出所) 「市町村浄化槽事務処理マニュアルモデル（京都府建設交通部水環境対策課作成）」を元に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社が作成

成果と今後の展望

京都府からの法定検査の受検を促す通知に対する、浄化槽管理者からの問い合わせを背景として、これまで休止制度を設けていない市町村（向日市など）でも、京都府と相談の上、休止制度を設定しました。

また、今後は、休止している浄化槽に関する情報も含めた浄化槽台帳システムを京都府全体で整備していくことが期待されます。

[目次に戻る](#)

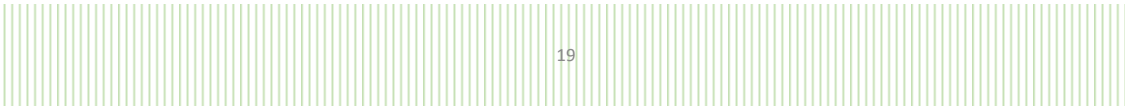
[▶ 目次](#)

[他の事例を見る](#)

[▶ 島根県](#)



浄化槽台帳の整備



浄化槽台帳の整備

背景

- 11条検査の受検率は、令和2年3月時点で40%にとどまっています。
- 浄化槽の適切な管理を行うためには、自治体が指定検査機関や保守点検業者、清掃業者等が把握する情報も併せて、一元的に浄化槽の諸情報を把握することが望ましいです。そのため、法定検査のみならず保守点検、清掃などの浄化槽の維持管理を適切に行うために、都道府県知事・保健所設置市長に対して、浄化槽台帳の作成と管理が義務化されました。

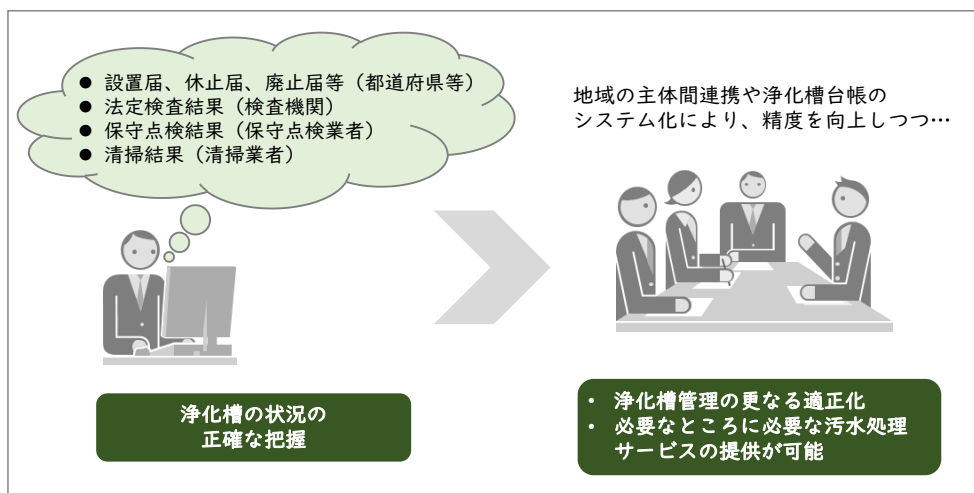
概要

● 浄化槽台帳の整備項目

- 7条検査、11条検査の実施状況に加えて、設置届出年月日等の設置に関する情報、使用開始年月日や休止年月日等の使用に関する情報、保守点検の実施状況に関する事項、清掃の実施状況に関する事項、その他浄化槽の管理に関し参考となる事項が整備項目です。

● 浄化槽台帳の質の確保

- 11条検査の実施に合わせて、少なくとも年1回は情報更新に努めなければなりません。
- その他、地域の状況に応じて独自の項目の追加やGIS機能を搭載した多機能な台帳システムの整備等により、より質の高い浄化槽台帳の整備を進めることが望ましいです。関係機関からの情報収集体制の整備や管理情報も含めた浄化槽台帳のシステム化について、改正浄化槽法の施行から3年を目途に整備に努める方針となっています。



栃木県 ～県・市町村・指定検査機関が連携して、台帳整備に特化した会議を設立～

背景

栃木県では、浄化槽法に基づく知事権限の大部分を市町村に移譲しており、市町村が浄化槽台帳の整備主体となっています。

台帳整備については、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル（平成27年3月）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室）」に基づき行う方針でしたが、実際は市町村間で把握している項目や管理方法が異なりました。また、市町村から整備の方向性が分らないとの声が上がっていました。

令和元年6月公布の改正浄化槽法も追い風となり、県内で統一した浄化槽台帳の必要性について関係者間で改めて認識し、台帳整備に取り組むこととなりました。

取り組み内容

栃木県浄化槽推進協議会で築いた体制を活用し、市町村、指定検査機関及び県で令和元年5月に「県内統一した浄化槽台帳の検討会議」を立ち上げました（概ね4ヶ月に1回開催）。

現在は、台帳整備における課題の洗い出しと解決に向けた情報交換を進めています。

また、浄化槽台帳の管理媒体が市町村間で異なることから、指定検査機関の協力のもと、統一的に導入する台帳システムを検討しています。

▶ [栃木県浄化槽推進協議会の事例を読む](#)

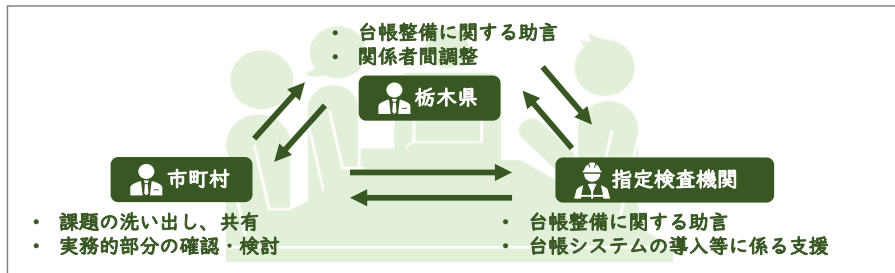


図 浄化槽台帳検討会議 連携イメージ

出所) エム・アール・アイリサーチアソシエイツ(株) 作成

成果と今後の展望

栃木県浄化槽推進協議会の場で、関係者間の問題意識を共有できていたため、「県内統一した浄化槽台帳の検討会議」における協議を円滑に開始することができました。[point](#) 会議で検討を進めながら浄化槽台帳を整備し、品質の向上を目指します。

[目次に戻る](#)

▶ [目次](#)

[他の事例を見る](#)

▶ [鹿児島県](#)

鹿児島県 ～指定検査機関と連携し、既存の管理システムを活用～

背景

鹿児島県は、平成27年度に、受検率の向上と異常のある浄化槽の早期改善を目的に、検査内容を効率化した検査方法（以下「基本検査」）の試験運用を開始しました。基本検査で用いる電子データを指定検査機関、保守点検業者、清掃業者の間で共有するため、指定検査機関である鹿児島県環境保全協会（以下「協会」という）が、鹿児島県浄化槽情報共有システム（以下「同システム」という）を開発し、運用・保守を行っています。

取り組み内容

同システムには、浄化槽の基本情報、法定検査結果、点検記録、清掃記録等の浄化槽台帳に記載すべき項目が概ね備わっていました。そのため、法改正を受けて台帳整備の検討を行った際、県と協会とで協議し、同システムを浄化槽台帳に位置付けることを決定しました。

令和2年3月には、同システムの共同利用等に関する協定を県と協会と締結し、令和2年9月から8つの保健所と24の権限移譲市町村で運用を開始しています。

● 浄化槽台帳の項目と機能の追加

浄化槽法定検査の効率化に関する説明会において、保守点検業者と市町村から各種事務手続き（設置届、使用開始書報告書、管理者変更報告書等）や指導書等作成の電子化の要望がありました。県は、協会と協議を行い、同システムに事務手続きに係る情報の項目を追加するとともに、保守点検業者による「電子申請」及び行政による「電子決裁」をそれぞれ行う機能を追加しました。 point

表 従前のシステムからの変更点

| 項目 | 従前の浄化槽情報共有システム | 浄化槽台帳に位置づけた浄化槽情報共有システム |
|-------|---|---|
| 運用目的 | <ul style="list-style-type: none"> 基本検査を実施するための保守点検と清掃に関する情報の共有 | <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽管理に関する情報の共有 情報更新等に係る手続きの簡易化 |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> 指定検査機関 保守点検業者（清掃業者） | <ul style="list-style-type: none"> 左記に加え、 各行政機関（県、市町村、保健所） |
| データ項目 | <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の基本情報 法定検査結果 点検記録 清掃記録 管理者情報 | ※従前より含まれているデータ項目を活用 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 指定検査機関が、システムの運用保守とデータの更新を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 各種手続きの電子申請・電子決裁機能の追加 同システムの今後の運用等について、指定検査機関と検討中（令和3年2月現在） |

出所) 鹿児島県へのヒアリング内容を元に、エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)が作成

成果と今後の展望

各種事務手続きについて、同システムへの移行が完了しました。今後は、その他の事務についても、同システムへ移行することを検討しています。

[目次に戻る](#)

[目次](#)

[他の事例を見る](#)

[栃木県](#)



協議会の設置



協議会の設置

背景

- 現在、全国的に様々な形態で自治体と指定検査機関・浄化槽協会等の関係者で構成される会合が設置されています。
- 会合では、合併処理浄化槽への転換を含めた浄化槽の施設整備、浄化槽台帳の整備、浄化槽の適切な維持管理の実施等について、関係者の議論による連携や地域の実情に応じた取り組みが実施されています。

概要

- 自治体は、浄化槽の設置や維持管理について、必要な協議を行うための協議会の組織を組成できることになりました。
※既存の任意の協議会を改正法に基づく法定協議会とすることも可能です。
- 組成の際は、以下の点に留意する必要があります。
 - 管内の浄化槽等の関係団体と協議の上、地域の実情にあった課題の設定、体制の設定を行ってください。
 - 地域の実情に合った構成員を検討しましょう。具体的には、都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者、外部有識者等の中から、地域の実情や協議会の目的を踏まえて検討します。
- 自治体及び浄化槽に関わる関係主体は、協議会を通じて共有された情報を基に、業務改善を行います。これにより、地域一体となった浄化槽整備が促進され、地域の水環境の整備や保全が進み、住みやすい地域につながります。



栃木県浄化槽推進協議会

～指定検査機関からの協力を得て、自治体担当者の人材育成に取り組む～

| 協議会の概要 | |
|-----------|---|
| ・ 設立： | <ul style="list-style-type: none"> 平成2年度 ※従前の会議体を法定協議会と位置付け |
| ・ 構成員： | <ul style="list-style-type: none"> 正会員：県内全市町村（14市11町） 特別会員：栃木県、指定検査機関 |
| ・ 主な活動内容： | <ul style="list-style-type: none"> 市町村から県に対する要望や意見を伝える場 浄化槽の適切な維持管理と普及促進のための、自治体間情報共有 |

背景

栃木県では、県から市町村に権限移譲をしており、浄化槽整備事業を進める際の補助金等の要望や意見を県に伝える場が必要とされていました。市町村の要望や意見を県に伝える場として、平成2年度に「栃木県浄化槽推進協議会（以下「協議会」という）」が設立されました。一方、指定検査機関では、人事異動により市町村の浄化槽行政担当者の人材育成が進まないことを課題に感じていました。市町村としても、同様の課題意識を持っており、人材育成のための研修会の開催を要望していました。関係主体のニーズが一致したことを受け、平成25年頃、指定検査機関の提案を発端として、人材育成を目的とした研修会や情報交換等の活動内容が加わりました。

取り組み内容

毎年春頃に新任者向け研修会を、秋頃に情報交換会を実施しています。研修会、情報交換会共に、各会員から徴収している年会費を活用して運営しています。いずれも各市町村は原則参加という位置づけです。例年対面形式で開催していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催に変更して実施しています。

● 新任者向け研修会

県の担当者と指定検査機関が講師役となって、市町村の浄化槽行政担当者に対し、権限移譲の話の他、法定検査等浄化槽法に基づく各種手続きの概要・方法、補助金制度等について説明しています。

● 情報交換会

大学教授や日本環境整備教育センター等の外部講師を招いて、講習を実施しています。講師が選定した全国の成功事例（例：浄化槽管理者に対する指導の成功事例）の紹介や、令和元年では改正浄化槽法の説明等が行われました。その他に、各市町村が抱える解決困難な事例の紹介や、紹介された事例に対する意見交換が行われることもあります。

取り組み上の工夫・課題等

指定検査機関の課題意識と市町村の課題意識が一致したこと、協議会の活動内容の移行を円滑に行うことができました。

指定検査機関が県からの依頼に応じ、協力して施策を実施する組織的な体制を有していることも、円滑な協議会活動の運営に寄与しています。



写真 令和元年度協議会の様子
出所) 栃木県より提供

成果と今後の展望

● 浄化槽行政担当者の育成

各市町村の浄化槽行政担当者より、新任者向け研修会や情報交換会を通じて、浄化槽法に基づく各種手続きや補助金制度等に対する理解が深まったという反響がありました。

● 近隣市町村間の連携のきっかけに

新任者向け研修会や情報交換会を始める以前は、近隣市町村において、浄化槽行政担当者同士が顔を合わせる場がないため、情報共有等が行いにくい状況でした。新任者向け研修会や情報交換会がきっかけとなり、協議会以外の場面でも、近隣市町村における情報交換の機会が増えました。point

● 新たな取り組みの土台にも

改正浄化槽法の施行を受け、栃木県内の市町村間で統一された浄化槽台帳の整備を進めています。台帳整備に向けた関係者間での協議や調整に必要な連携体制の構築にあたって、協議会における連携体制を活用し、「県内統一した浄化槽台帳の検討会議」の設立を円滑に進めることができました。point

● 今後は浄化槽台帳の整備に注力

人材育成や情報交換等、浄化槽行政の根幹に関わる基本的部分については、引き続き協議会を通じて取組を継続する予定です。

浄化槽台帳の整備については、新たに立ち上げた「県内統一した浄化槽台帳の検討会議」を通じて取組を推進する予定です。

目次に戻る

[▶目次](#)

他の事例を見る

[▶飯伊浄化槽組合](#)

[▶広島県浄化槽適正維持管理促進協議会](#)

[▶とくしま浄化槽連絡協議会](#)

[▶埼玉県浄化槽適正処理促進協議会](#)

はんい 飯伊浄化槽組合 ～民間事業者が主導して、実務の品質向上に取り組む～

協議会の概要

| | |
|-----------|---|
| ・ 設立： | ・ 昭和42年（設立当初は、「飯伊浄化槽衛生管理組合」の名称） ※従前の会議体を法定協議会と位置付け |
| ・ 構成員： | ・ 長野県、飯伊14市町村、浄化槽管理者、浄化槽設置業者、保守点検業者、清掃業者 |
| ・ 主な活動内容： | ・ 浄化槽現地研修会開催 ・ 各部門ごと及び合同での専門部会開催、理事会及び総会の開催 |

背景

- 飯伊（はんい）浄化槽組合（以降「組合」という）は、単独処理浄化槽の適切な維持管理等を目的として、昭和42年に設立されました。当時、飯田市周辺に中央自動車道が整備予定で、来訪者の増加による汚水処理への悪影響が懸念されていました。このような背景もあり飯田保健所に事務局*を置き、設置業者や清掃業者等の民間事業者で活動を開始しました。その後、平成元年に市町村による浄化槽設置に補助金が使えるようになり、平成6年頃に各市町村で浄化槽組合の支部ができたことを受け、平成12年に市町村が新たに構成員として加わりました。地域で一体的に整備や管理を進めべく、合併処理浄化槽の整備や維持管理を主軸とした活動にシフトしました。
*現在は組合のプロパー職員を中心に、事務局を運営しています。

取り組み内容

- 県や市町村の担当で構成する「行政部会」、清掃業者で構成する「清掃部会」、設置業者で構成する「施設部会」、保守点検業者で構成する「代行管理部会」の4部会を立て、以下の活動を行っています。

● 浄化槽現地研修会

事業者間で施工や管理方法が異なり、品質の差が生じないようにという目的の元、年に1回（毎年4市町村選定、25か所、5日間）、清掃部会、施設部会、代行管理部会、行政部会の会員が参加する現地研修会を実施しています。 point

県・市町村職員も同行の上、実際に設置されている浄化槽に対する清掃、維持管理状況の点検、放流水の水質検査を行います。検査結果は浄化槽管理者に報告される他、検査結果から今後の維持管理の方法について研修参加者で議論する場を設けています。現地研修では、主に個人が所有する浄化槽を取り扱い、当番市町村*主導で、研修の各日のリーダーを選出の上、研修の進行や取りまとめ役を担当しています。

*研修のとりまとめ役を担う市町村のことで、毎年選出しています。

● 審査会

組合独自の制度として、浄化槽の設置業者、保守点検業者に対し、5年に1度の審査を行っています。専門部会の役員が審査員となり、組合で実施する現地研修会等組合行事への参加状況等を踏まえ、技術的な知見に問題ないかを審査しています。 point

地域内の保守点検業者のほとんどが組合に所属し、審査を受けている状況です。

● 各会議の開催

部会別会議を年に2回、4部会合同で行う会議を年に2回実施しています。会議では、技術的な情報交換の他に、県から共有された法定検査結果を踏まえた維持管理に関する課題のすり合わせや対応策の議論等を行っています。

また、各市町村から選出された代議員（一般の設置者）、専門部会員が揃う総会では、毎年研修会を開催しています。外部から講師を招き、清掃、保守点検等毎年テーマを変えて、総会参加者に対し講習を行っています。

● 取り組み上の工夫・課題等

清掃や法定検査等の適切な実施を設置者へ働きかけるにあたり、浄化槽設置者、清掃や保守点検の事業者、市町村間の関係構築が最も重要と組合では考えています。特に、設置者との接点が比較的多い保守点検業者が中心となって、設置者との関係性を構築することが必要であるとし、市町村での浄化槽の維持管理に関する周知啓発をお願いする一方で、専門部会等の場を通じて、各業者に設置者への関係構築及び働きかけをお願いします。

維持管理の確実な実施を各関係者から呼びかけている一方で、地域人口が減少し、空き家になることで、廃止や休止の届け出がされないまま放置されている浄化槽が一定数生じています。管理の状況や臭気等について、周辺住民から苦情、情報が寄せられることもあり、今後どのように対策を進めるかが課題となっています。

● 成果と今後の展望

● 市町村の具体的な取組のきっかけになった他、水環境の改善も

地域の関係主体間で、地域の汚水処理の現状や課題を共有し、共通認識が図れたことを背景として、一部の市町村では浄化槽の維持管理に関わる補助金制度が創設されました。組合としても、維持管理を適切に継続するには、補助金の活用も重要な点と認識しており、今後も補助金制度を積極的に設けてもらえるよう、議論を続ける予定とのことです。

また、浄化槽の処理水の放流先である天竜川の水質改善が見られました。生活排水を適切に処理する以外に、身の回りの水環境の保全に寄与しています。

● 合併処理浄化槽への転換と災害対応の強化でより良い地域づくりに貢献

高齢者や単身世帯が増える中、単独処理浄化槽を利用し続けている人が一定数残っています。全ての単独処理浄化槽が合併処理浄化槽に転換されるよう、組合活動を通じた働きかけを行う予定です。

また、近年、地震や豪雨などの災害が増えていますが、小規模市町村が多く、体制的に市町村が主体となって、被災時の汚水処理施設の復旧を進めることが難しいことが想定されます。そのため、被災時の対応として、浄化槽設置者、市町村、各業者がどのように連携すべきか、具体的な対応について検討を行う予定です。

[目次に戻る](#)

[他の事例を見る](#)

[▶ 目次](#)

[▶ 栃木県浄化槽推進協議会](#)

[▶ とくしま浄化槽連絡協議会](#)

[▶ 広島県浄化槽適正維持管理促進協議会](#)

[▶ 埼玉県浄化槽適正処理促進協議会](#)

広島県浄化槽適正維持管理促進協議会

～県が調整役となり、地域の各課題に対する関係主体の施策の実施・調整を行う～

協議会の概要

| | |
|-----------|---|
| ・ 設立： | <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度 ※従前の会議体を法定協議会と位置付け |
| ・ 構成員： | <ul style="list-style-type: none"> 広島県、県内全23市町、指定検査機関（2団体）、浄化槽清掃業関係団体（3団体）、浄化槽保守点検業関係団体（2団体）、浄化槽工事業関係団体（2団体）、浄化槽製造業関係団体（1団体） |
| ・ 主な活動内容： | <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の適正な維持管理を行うための関係者間での意見の共有・集約 施策の実施・調整 |

背景

広島県では、適正かつ確実な維持管理の促進を目的として、平成25年度に「浄化槽の適正な維持管理促進のための検討会」を開催しました。参加者は、県、市町、指定検査機関等です。

地域の課題に対する意見や認識を共有・集約し、以下のようなフロー図の形で整理しながら、関係者の役割別に具体的な取組を検討しました。

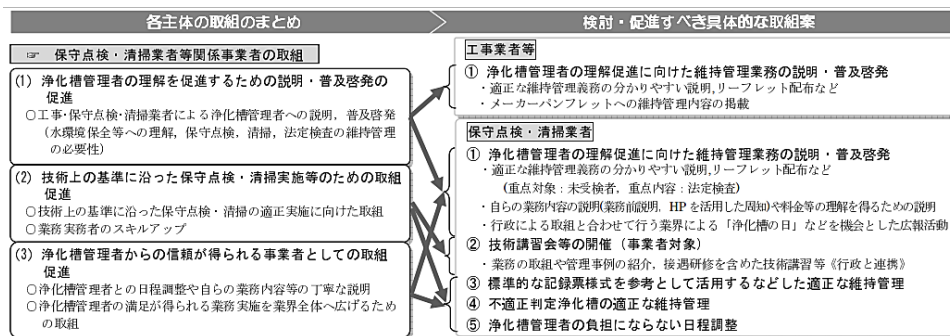


図 関係者の役割と取組のフロー（一部）

出所）「浄化槽の適正な維持管理促進のための方策について～水環境保全と浄化槽の社会的信頼の確立に向けて～概要版（平成26年3月広島県環境県民局循環型社会課）」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/123454.pdf>

「浄化槽の適正な維持管理促進のための検討会」で話し合った取組の実施にあたり、関係者間の調整や情報共有の場が必要であるとして、平成26年度に「広島県浄化槽適正維持管理促進協議会」（以下、「協議会」という）が設立されました。

取り組み内容

協議会では、浄化槽の適正な維持管理を促進することを本旨として、以下5項目をテーマに設定の上、年に2回程度開催しています。行政からの情報提供、関係業者からの情報提供、実務上の問題や意見等の共有の他、直近では、改正浄化槽法に関する情報交換も行いました。

1. 行政、浄化槽関係者等の連携・協力の促進
2. 浄化槽管理者の維持管理に対する意識向上
3. 浄化槽工事業者、保守点検業者、清掃業者及び法定検査機関等の関係業者の取組
4. 県、市町等行政の取組
5. その他、課題抽出・解決方策・今後の取組方策等適正な維持管理の促進に関すること

取り組み上の工夫・課題等

● 協議会以外の会合の場も活用

事細かに議論を行う場合は、県主催の会合、ワーキンググループ等、協議会とは別に関係者が集まる場を活用し、具体的話や関係者間の調整を行っています。個別の調整を進めた上で、協議会の場で情報や状況の共有を行っています。

● 関係者間で共通の課題意識を持つことを重視

協議会の目的を果たすために「関係者間で共通の課題意識を持つこと」を重視した運用としています。例えば、関係者間で状況共有する際、今すぐ取り組める課題と引き続き検討が必要な課題とを整理しています。引き続き検討が必要な課題については、次回の会議の場で対応状況を報告する、といった運用を行っています。

令和2年度協議会の議題の例

- 広島県浄化槽適正維持管理促進協議会要領の一部改正について
- 浄化槽法改正の対応等について
- 適正な維持管理に係る令和2年度取組計画について
- 第5次広島県廃棄物処理計画の策定（浄化槽関係）について

出所) 広島県より提供

成果と今後の展望

これまで、法定検査受検率の向上、不適正判定浄化槽への対応、維持管理実務従事者を対象にした講習会の内容等を中心に議論を進めてきました。今後は、法改正を踏まえ、上記の事項の他、浄化槽管理士の研修機会の確保や浄化槽台帳の整備についても議論を進める予定です。 point

目次に戻る

[▶ 目次](#)

他の事例を見る

[▶ 栃木県浄化槽推進協議会](#)

[▶ 飯伊浄化槽組合](#)

[▶ とくしま浄化槽連絡協議会](#)

[▶ 埼玉県浄化槽適正処理促進協議会](#)

とくしま浄化槽連絡協議会 ～地域課題や関係主体のニーズ把握に取り組む～

協議会の概要

| | |
|-----------|---|
| ・ 設立： | ・ 令和2年8月 ※法改正を機に協議会を設立 |
| ・ 構成員： | ・ 徳島県、24市町村、法定検査機関、清掃事業者、市町村設置型浄化槽整備特別目的会社 |
| ・ 主な活動内容： | ・ 合併処理浄化槽に関する様々な課題の解決や、地域のニーズに対応できる有効な方策の検討 |

背景

徳島県では、下水道や集落排水の整備、浄化槽の普及等、総合的な生活排水処理施設の整備を推進してきましたが、汚水処理人口普及率は63.4%（令和元年度末）と、全国平均（91.7%）と比べて低い状況です。汚水処理人口普及率の向上に向け、令和2年4月から、市町村の浄化槽担当者や浄化槽の維持管理等に関わる民間事業者にヒアリング調査を実施したところ、以下の課題やニーズが判明しました。

- ・ 高齢者世帯では、介護環境の整備やトイレの水洗化が期待され、経済的メリット等の住民へ行動を促す材料が必要であること
 - ・ 水環境への意識が非常に高い山間部において、浄化槽による整備が期待されている一方、地形や道路事情等により、実際に整備できるのか検討が必要であること
 - ・ 旧古民家集落や住宅密集地では、新たに浄化槽を設置する場所がなく、集合型の合併処理浄化槽が望まれていること
 - ・ 自治体や検査機関からの法定検査の案内や督促に対する不公平感の解消のために、設置届の提出の徹底等、浄化槽管理者への周知啓発や指導が必要であること
- 上記の課題やニーズに対応すべく、令和2年8月にとくしま浄化槽連絡協議会（以下「協議会」という）を設立しました。

取り組み内容

第1回協議会にて、参加する市町村に対しアンケート調査を実施しました。浄化槽整備事業に関する課題やニーズを把握し、協議会での取扱テーマを設定しました。

その上で、「普及・転換の促進部会」、「浄化槽台帳整備部会」、「災害時の連携ルールづくり部会」、「維持管理の向上部会」、「市町村設置型浄化槽整備の推進部会」の5部会を立て、部会ごとに目標や基本方針を定めました。なお、各部会の構成員は、協議会全体の構成員と同じです。

【県内市町村数：24】

| No. | キーワード | ニーズや課題 | 市町村数 |
|-----|--------------|---------------------------|------|
| ア | 「過疎地」 | 人口減少の進行により、新たな設置が進まない等 | 12 |
| イ | 「山間部」 | 急峻地形や狭小宅地により、設置が難しい等 | 8 |
| ウ | 「高齢化世帯」 | 経済的な負担が大きくなり、転換が進まない等 | 21 |
| エ | 「居住人数」 | 浄化槽の処理対象人数と差離し、転換が進まない等 | 5 |
| オ | 「住宅密集地」 | 旧集や旧街並みなどで設置が難しい等 | 2 |
| カ | 「古民家集落群」 | 集合型の公共浄化槽での整備を考えたい | 0 |
| キ | 「市街地の狭い土地」 | 多額の費用や手配がかかり、転換が進まない等 | 6 |
| ク | 「市町村設置型浄化槽」 | 導入に興味がある | 1 |
| ケ | 「ゴミプラの老朽化」 | 更新時に公共浄化槽での整備を考えたい | 1 |
| コ | 「集落排水施設の老朽化」 | 更新時に公共浄化槽での整備を考えたい | 1 |
| サ | 「環境や水質保全」 | 関心を高めることが必要と感じている | 17 |
| シ | 「節水水洗いトイレ」 | くみ取りの臭いや使用に不便を感じず、転換が進まない | 7 |
| ス | 「維持管理費の増加」 | 単独浄化槽より負担額が増え、転換が進まない | 11 |
| セ | 「タウンやレクタン書」 | 地方創生の観点での補助が必要と感じている | 6 |
| ソ | 「大規模災害の発生時」 | 発生時の汚泥処理について広域的な支援体制を考えたい | 6 |

市町村へのアンケート調査結果 概要
出所）徳島県より提供

この部会では、

- ・合併処理浄化槽の普及促進につながる有効な方策の検討
- ・浄化槽の清掃や法定検査の受検率向上
- ・浄化槽台帳整備による適正な維持管理の向上
- ・災害時におけるし尿の収集運搬連携の仕組みづくり など、

浄化槽に係る様々な課題について、「意見や要望、提案」など情報収集を行い、今後の協議会で共有し、解決に向けて議論を深めていく予定です。

取り組み上の工夫・課題等

協議会の運営にあたっては、多様な地域の主体間でフラットな意見交換ができるよう、シンプルな組織にすることに心がけました。また、**各主体から意見を引き出しやすいように、アンケート調査や個別の打合せ等、対象や場面に応じて情報収集や調整の方法を変えながら進めています。** point

上記の結果、浄化槽に係る多くの課題を把握することができました。テーマの絞り込みや意見・要望の整理に時間と労力を要していますが、引き続き県主体で各主体からの意見や情報の収集を進めています。

成果と今後の展望

徳島県では、大規模災害時に備えた連携やルールづくりについて、法定検査機関や清掃事業者の各団体と支援協定を締結していましたが、協定の実効性担保に必要な協議の場を設けられていませんでした。**協議会を活用して、今後、県から各関係主体に対し、積極的な検討を働きかける予定です。** point

また、汚水処理人口普及率向上に向けて、協議会を通して、合併処理浄化槽の普及促進とともに、地域における様々な課題の解決（例：補助制度の創設、行政と民間事業が連携した普及啓発活動の実施等）を官民協働で進めていきたいと考えています。

[目次に戻る](#)

[▶ 目次](#)

[他の事例を見る](#)

[▶ 栃木県浄化槽推進協議会](#)

[▶ 飯伊浄化槽組合](#)

[▶ 広島県浄化槽適正維持管理促進協議会](#)

[▶ 埼玉県浄化槽適正処理促進協議会](#)

埼玉県浄化槽適正処理促進協議会

～浄化槽台帳整備にテーマを絞って取り組む～

協議会の概要

| | |
|-----------|---|
| ・ 設立： | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月 ※法改正を機に協議会を設立 |
| ・ 構成員： | <ul style="list-style-type: none"> 学識経験者、指定検査機関、浄化槽関係団体を代表する者、政令指定都市職員、市町村職員、県職員 |
| ・ 主な活動内容： | <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の整備、適正な維持管理の促進に関する事 |

背景

埼玉県では、浄化槽の整備と適切な維持管理の促進に向けて、必要な取組を検討することを目的に、平成30年度に「埼玉県浄化槽維持管理の適正化を検討する会議（以下「検討会議」という）」を開催しました。参加者は、学識経験者、指定検査機関、浄化槽関係団体を代表する者、県職員です。検討会議では、指定採水員制度、浄化槽台帳の整備、法定検査の受検率向上に係る取組等について、検討しました。より詳細な議論を行う際は、実務者で構成された作業部会を設置し、検討会2回、作業部会2回、合計4回の会議を実施しました。

令和2年4月の改正浄化槽法の施行を受け、検討会議の体制を活用し、令和2年7月に埼玉県浄化槽適正処理促進協議会（以下、「協議会」という）を設立しました。

取り組み内容

● 協議会の議題を設定

令和2年度の協議会では、浄化槽台帳で整備する項目や整備における課題等について検討しました。埼玉県では、県内63市町村のうち33市町村を埼玉県が、残り30市町村は市町村自らが、浄化槽台帳の作成・管理をしています。平成30年度の検討会議で、浄化槽台帳の情報の正確性の担保が課題として挙げられており、より正確な情報管理システムを構築するための検討を行うこととしました。

● 浄化槽台帳の整備に向けた議論を実施

令和2年度の協議会では、改正浄化槽法で定められた事項を踏まえつつ、浄化槽台帳で整理すべき維持管理情報の具体的な項目の他、情報の提供方法、浄化槽台帳への反映方法等について検討しました。協議会に、台帳整備の実務に関わる担当者を集めた作業部会を立て、維持管理情報の収集や整備に関する課題等、より実務的な議論を行いました。

これから実施する会議を含めて、協議会2回、作業部会3回、合計5回の会議を通じて、検討を進めています。

【令和2年度に開催された協議会の議題】

第1回協議会

- (1) 本県における浄化槽整備と維持管理の現状について
- (2) 浄化槽の適正な維持管理と浄化槽台帳の整備について
- (3) 作業部会の設置について

第1回・第2回作業部会

- ・浄化槽台帳の整備について

第3回作業部会

- ・埼玉県浄化槽適正処理促進協議会作業部会報告（案）について

取り組み上の工夫・課題等

● 多様な構成員

令和2年度の協議会では、学識経験者、指定検査機関、浄化槽関係団体を代表する者、政令指定都市職員、市町村職員、県職員を構成員としました。 point

浄化槽の整備と適切な維持管理の促進に関わる団体に網羅的に参加していただくことで、より充実した検討ができています。

● 従来の議論の場を契機に、円滑に協議会を組成

前述の通り、埼玉県では、平成30年度に検討会議を開催し、浄化槽台帳の整備、法定検査の受検率向上に係る取組等について、検討していました。地域の関係主体が集い、顔を合わせて議論する場が設けられていたことで、令和2年度の協議会の円滑な設立と運用につながりました。 point

成果と今後の展望

令和2年度の協議会で検討した整備項目や情報の提供方法に基づき、県が管理している浄化槽台帳については、今後実際に整備を進める予定です。県の台帳からエクスポートした情報を県から市町村へ提供することで、県と市町村とが同じ情報を共有しながら、連携して浄化槽の適切な維持管理を行えないか、検討しています。

令和3年度の協議会では、浄化槽台帳に限らず、浄化槽の整備や適正な維持管理の促進に向けて、テーマを設定し、検討を進める予定です。

目次に戻る

[▶ 目次](#)


他の事例を見る

[▶ 栃木県浄化槽推進協議会](#)

[▶ 飯伊浄化槽組合](#)

[▶ 広島県浄化槽適正維持管理促進協議会](#)

[▶ とくしま浄化槽連絡協議会](#)

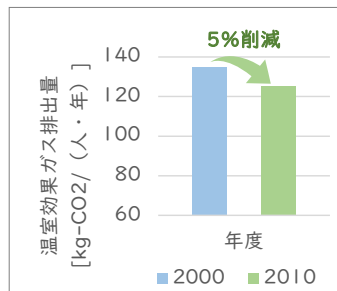


浄化槽管理士に対する研修の
機会の確保

浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

背景

- 浄化槽の保守点検の業務において、都道府県と保健所設置市は、条例により浄化槽保守点検業者の登録制度を設けることができます。
- 近年の社会的な要請を受けて、浄化槽の省エネ化、処理性能の高度化、コンパクト化が進められています。浄化槽の高度化に合わせて、維持管理においても最新の知識や実務上の技術の習得が必要になっています。



浄化槽の温室効果ガス排出量

出所) エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ (株) 作成

概要

● 研修機会の確保

- 浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関する条例に定める項目として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が追加されました。

● 体制構築

- 研修は、概ね都道府県の単位で行います。都道府県が浄化槽管理士に対する研修の機会を確保し、関係団体と連携して研修ができる体制を構築します。
- 都道府県や政令市において、すでに浄化槽管理士に対する研修の機会が確保されている場合は、その研修体制を活用することで差し支えありません。体制が確保されていない都道府県については、新たに体制を構築する必要があります。新たに体制を構築する場合、管内の保健所設置市や近隣の都道府県と連携した広域的な研修体制を構築しても構いません。
※広域的な研修体制を構築して研修を実施する場合は、条例等で定める研修機会の確保との関係において、他の都道府県等で実施された研修の扱いを整理する必要があります。

● 研修事項

- 研修では、全国統一的に講習すべき事項と各地域の実情に応じて講習すべき事項を取り扱います。
- 具体的には、a) 浄化槽行政の動向、b) 浄化槽の構造と機能、c) 浄化槽の保守点検と清掃、d) 地域における浄化槽情報（浄化槽に関する施策展開と普及状況・法定検査の結果、e) その他各地域に応じて研修すべき内容、です。



埼玉県 ~市の条例等で県が行う研修を受講すべき旨を定め、事業者の負担軽減を図る~

背景

埼玉県では、浄化槽の保守点検事業者向けに「浄化槽保守点検業者登録更新手続等講習会」を保健所設置市と共催で実施していました。令和2年4月の改正浄化槽法の施行を受け、浄化槽保守点検業者登録更新手続等講習会を土台として、改正事項に対応した研修を新たに開催しました。

取り組み内容

令和元年度、県と保健所設置市とで条例改正の検討と協議を始めました。保健所設置市の条例において、都道府県が実施する研修を受講すべきと定め、保守点検事業者の研修の受講の負担軽減になるようにしました。 [point ②](#)

令和2年4月に改正条例を施行後は、同年7月に研修機関を選定し、研修の詳細を検討しました。特に、受講料の設定や複数の県で事業を実施している事業者への対応等について、他の都道府県の状況も調査の上、検討しました。 [point ②](#)

その他、研修の実施に向けた準備としては、保守点検事業者からの問い合わせに円滑に対応できるよう、埼玉県公式サイト内に説明ページを設け、実際に多く寄せられた質問を元にFAQを掲載しました。上記の準備を経て、令和3年2月、2会場各1回、浄化槽管理士に対する研修を開催しました。

表 従前の講習内容との変更点

| 項目 | 浄化槽保守点検業者登録更新手続等講習会 | 令和2年度より開催した研修 |
|-------|---|---|
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 法定検査や国の施策の動向 浄化槽保守点検業者登録更新手続方法 等 | <ul style="list-style-type: none"> 改正浄化槽法で示された全国共通の内容 埼玉県の浄化槽施策や法定検査受検率等の現状 等 |
| 時間 | 3時間 | 4時間 |
| 受講対象者 | 保守点検事業者から代表者1名 (浄化槽管理士でなくても参加可) | 全ての浄化槽管理士 ※登録期間中(5年間)に1回 |
| 講師 | 県、指定検査機関* | 県、日本環境整備教育センター |
| 費用 | 無料 | 有料 |
| その他 | 登録更新時、修了証の写しを提出 | 従前と同様(法令を根拠として示す形に変更) |

* (一社)埼玉県浄化槽協会、(一社)埼玉県環境検査研究協会
出所) 埼玉県へのヒアリング内容を元に、エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)が作成

成果と今後の展望

引き続き県の公式サイト等で対応事項やスケジュールを示しつつ、保守点検業の更新登録手続きが円滑に進むよう取組を進める予定です。令和2年度は対面方式で研修を行いました。社会情勢の変化に円滑に対応できるよう、今後、実施方法の検討が必要と考えています。

負担軽減の取り組み一例(大阪府寝屋川市の場合)

保健所設置市である寝屋川市では、条例で、大阪府へ浄化槽保守点検業者の登録を行った者については、市に届出を行うことで登録を受けた者と見なしています。また、登録業者が受講すべき研修の対象として、大阪府が実施する研修及びそれに相当する研修を含めることを規定し、事業者の負担軽減となる策を講じています。

[目次に戻る](#)

[▶目次](#)

[他の事例を見る](#)

[▶鹿児島県](#)

鹿児島県 ～事業者の確実な受講と受講に係る負担の軽減のための事前準備を実施～

背景

鹿児島県では、年々浄化槽の機種が多岐に渡ることを踏まえ、法改正以前より、鹿児島県環境保全協会が保守点検事業者向けの講習会を行ってきました。令和2年4月の改正浄化槽法の施行に伴い、保守点検業者登録条例を改正し、浄化槽管理士に対して、登録期間内に1回以上の研修会の受講を義務付けました。その上で、研修の実施機関として指定検査機関である鹿児島県環境保全協会を指定し、登録更新のための浄化槽管理士研修会（以下「本研修」という。）を実施しています。

取り組み内容

● 確実な受講に向けた事前準備

鹿児島県の保守点検登録を受ける事業者に所属する浄化槽管理士は、令和5年度までに、本研修を受講する必要があります*。鹿児島県環境保全協会では、対象となるすべての浄化槽管理士が令和5年度までに本研修を確実に受講できるよう、以下を行いました。

*鹿児島県では、県外の研修会も保守点検業者に登録する浄化槽管理士に義務付けられている研修として認めています。

- 令和2年4月、8月に保守点検業者に対し、受講予定者数に関するアンケートを実施し、**年度別、会場（開催日）別に受講者数の調整を実施。** [point](#)
- 登録更新時期を踏まえ、いつまでに受講が必要であるのか、各事業者へ受講時期を連絡。
- 保守点検事業者の受講申請の負担軽減のため、**鹿児島県環境保全協会がアンケート結果を取りまとめ、一括して受講申請を実施。** [point](#)

● 研修の開催

令和2年度の研修プログラムは、下記の通りです。令和2年10月に、2会場で各1回開催しました。鹿児島県と鹿児島県環境保全協会のほかに、日本環境整備教育センターと全国浄化槽団体連合会の協力を得て、実施しました。

表 令和2年度の研修プログラム

| | テーマ | 講師 | 時間配分 |
|-------------|----------------|------------------|--------|
| 地域における浄化槽情報 | 浄化槽に関する施策と普及状況 | 鹿児島県生活排水対策室 | 1時間 |
| | 水質悪化の原因究明と改善事例 | (公財)鹿児島県環境保全協会 | 1時間 |
| 浄化槽行政の動向 | | (公財)日本環境整備教育センター | 1時間 |
| 浄化槽の構造と機能 | | | 2時間30分 |
| 浄化槽の保守点検と清掃 | | | |

出所) 鹿児島県へのヒアリング内容を元に、エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)が作成

成果と今後の展望

令和2年度は、247名の浄化槽管理士が本研修を受講しました。鹿児島県には、県の保守点検登録を受ける業者に属している浄化槽管理士が約800名いるため、次年度以降も定期的で開催していきます。また、離島にいる浄化槽管理士に対しては、オンライン形式での開催を検討しています。

[目次に戻る](#)

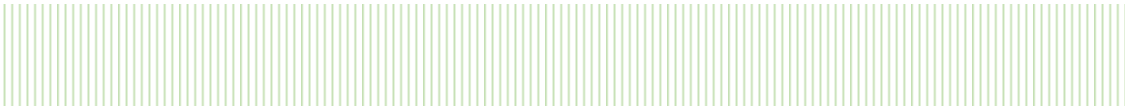
[▶目次](#)

[他の事例を見る](#)

[▶埼玉県](#)



令和3年3月
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室



3. おわりに

3.1 本業務のまとめ

本業務では、地域の多様な主体と連携して浄化槽整備・管理に取り組む事例について、全国の市町村を対象として調査を実施した。特に、改正浄化槽法により規定される協議会による汚水の適正な処理の促進等の事例については、特徴的な事例を抽出の上、詳細なヒアリング調査を実施した。調査結果をもとに、主体間連携に向けた背景や課題を整理し、地域における主体間連携の促進策について検討を行った。

調査結果は、改正浄化槽法に基づく新規施策について情報整理と合わせて、都道府県、市町村等の自治体担当者を対象とした事例集を作成した。事例集は、改正事項別に章立てし、改正事項について概要を理解した上で、各事例へ誘導する構成にした。事例ページでは、取組の背景、内容、成果と今後の展望といった項目で整理した他、取組のきっかけやヒントを得てもらうことを目的として、ポイントを抽出し視覚的に分かりやすく提示した。

3.2 今後の課題

本業務では、改正浄化槽法に基づく浄化槽整備に関する各種取組の加速に向けて、その取組事例集をとりまとめて周知を行った。今後、改正浄化槽法に基づく各自治体の取組をうけて、その取組の効果や、より具体的な支援策、グッドプラクティスなどが顕在化していくことが想定される。

また、本業務で作成した事例集の周知により、多くの自治体において改正事項に係る取組が進められていく中で、地域の実情に応じた新たな課題や様々な効果が見出されることも想定される。

従って、今後の課題としては、改正浄化槽法に基づく各種取組について、定期的に状況把握を行っていくことが必須事項として挙げられる。さらには、把握した情報をもとにグッドプラクティスについての要因分析や取組拡大に向けたミッシングピースの検討等を通じて、より多くの主体での取組の検討と実施を後押しし、より効果的な浄化槽整備・維持管理の質の向上につながる施策の実施につなげていくことが求められる。特に、協議会の活用等は浄化槽台帳の整備や災害対策の強化などにつながる取組であり、その事例についても周知・支援を行っていくことが求められる。

令和2年度地域くらしの水環境整備促進調査業務

報告書

令和3年3月

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 浄化槽推進室

エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。